

独立行政法人地域医療機能推進機構法案要綱

第一 総則

一 名称

独立行政法人地域医療機能推進機構とすること。

二 機構の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第三条に規定する年金福祉施設等である病院、介護老人保健施設等の施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、地域において必要とされる医療等を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。

三 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けるものとする。

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、副理事長一人、理事五人以内及び非常勤の理事八人以内を置くことができるものとする。

二 その他

役員職務及び権限、役員任期、役員欠格条項の特例その他所要の規定を設けるものとする。

第三 業務等

一 業務の範囲

1 機構は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (1) 病院の設置及び運営を行うこと。
- (2) 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。
- (3) 看護師養成施設の設置及び運営を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法に規定する事業に係る業務の一部を行うことができるものとする。

二 施設別財務書類

機構は、毎事業年度、一の(1)から(3)までに掲げる業務を行うために設置する施設ごとに、その財務に
関する書類を作成しなければならないものとする事。

三 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けるものとする事。

四 長期借入金及び債券

機構は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができ
ることとし、そのための所要の規定を設けるものとする事。

第四 雑則

一 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危
害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に
対し、第三の一に規定する業務に関し必要な措置の実施を求めることができるものとする事。

二 その他

医療法その他の法令について機構を国とみなして準用することその他所要の規定を設けるものとする
こと。

第五 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。

第六 附則

一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとし、一部を公布の日から施行するものとする
こと。

二 機構は、この法律の施行の時に成立するものとする。その際、現に独立行政法人年金・健康保険
福祉施設整理機構が有する権利及び義務は、一部を除き機構が承継するものとし、機構が承継する資産
の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

三 機構は、平成二十五年三月三十一日までの間は、施設の運営を委託することができるものとする。

四 政府は、機構の成立の日から五年を目途として、機構の経営状況、地域における医療の提供体制の確

保の状況等を勘案し、国民が安心して地域で医療を受けられる体制の確立に資するとともに機構の業務運営の効率化及び経営基盤の安定化を図る観点から、機構の役割及び在り方について検討を加えるものとする。

五 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構について、その存続期限を六か月延長するとともに、船員保険法の施設の運営又は管理の業務を特例として行うこととする。

六 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。